平成２１年（フ）第１８４号
山形県南陽市高梨260番地の36
債務者　横山　吉幸
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１８６号
山形県西置賜郡白鷹町大字十王1795番地
債務者　海老名　正
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第６３１号
茨城県ひたちなか市大字津田2031番地の502
債務者　阿部　敏則
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５０号
茨城県ひたちなか市大字稲田1166番地の140
債務者　斉藤　利夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５９号
茨城県常陸太田市幡町1945番地の１
債務者　鬼澤　　博
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６６１号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田1707番地193
債務者　金　　確讃
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７４号
茨城県稲敷郡美浦村郷中2631番地　安田住宅３号
債務者　徳竹　謙二
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２７６号
茨城県稲敷郡美浦村郷中1882番地９
債務者　髙木　英男
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８２号
茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目26番地５パールハイツＡ―202
債務者　伏見　美子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８４号
茨城県かすみがうら市宍倉6148番地31
債務者　宮下マリアこと　ＭＩＹＡＳＨＩＴＡ　ＭＡＲＩＡ　ＡＵＲＯＲＡＭ
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８７号
茨城県つくば市小田3003番地
債務者　市村　　操
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第２９０号
茨城県土浦市乙戸552番地３
債務者　進藤　光彩
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４０３号
千葉県四街道市みそら４丁目15番７号
債務者　林　　文康
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４０５号
千葉県佐倉市中志津６丁目27番３号
債務者　小林伊一郎
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１１号
千葉県八街市八街へ199番地1377
債務者　中島　正明
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４２１号
千葉県八街市八街に449番地46　コーポ岡田101
債務者　志村　武志
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第９６号
千葉県茂原市法目1287番地６
債務者　豊田　健治
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
千葉県茂原市東郷1037―11、住民票上の住所千葉県茂原市谷本1253番地６
債務者　松崎　彩乃
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係